

## 特定非営利活動法人 埼玉管ネット

### 定 款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人埼玉管ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市南区南浦和 3-3-17 豊曜ビル 2F B号室におく。

(目的)

第3条 この法人は、埼玉県ならびに隣接都県の共同住宅に係わる団体、市民など幅広い人々に対し、共同住宅の管理運営、建物・施設の維持保全、自治能力の形成・向上、などのために、情報の発信・交換、教育、研修等の支援を行い、共同住宅とその周辺地域におけるコミュニティーの育成、住環境の保全・向上を実現し、もって地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ①共同住宅に係わる資料収集、調査研究、情報の発信・交換、セミナーに関する事業
  - ②共同住宅の管理運営のアドバイス、相談、建物・施設の維持保全等の支援に関する事業
  - ③ ①、②に付帯する事業

#### 第2章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的及び事業を賛助、後援する個人及び団体。

(入会)

第7条 正会員としてこの法人に入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。この場合において、会長は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

- 2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員 等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
  - (2) 監事 2人
2. 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長、副会長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族

が役員の数全体の3分の1を超えて含まれてはならない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集をすること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席して意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 この法人の役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、職務(事務管理に限る)を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは総会において出席者の過半数の同意を得て、その役員を解任することができる。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員等の報酬)

第19条 役員には報酬を与えることができる。

2. 報酬を受けることができる役員数は役員総数の3分の1以下とする。

3. 役員及び顧問には、その職務を執行するため要した費用を弁償することができる。

4. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

(顧問)

第 21 条 この法人には、法人の目的達成のための調査、研究、指導、助言等を受けるため顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

## 第 4 章 会議

(会議の種類)

第 22 条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 24 条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面又は電磁的方法により開催の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号に基づき監事が招集するとき

- 3 総会は、実際上の会議と同等の環境が整備でき、出席者が即時的に双方向による情報伝達、意思確認ができる場合には、ウェブ会議システムやテレビ電話等（以下、ウェブ会議システム等という。）により開催することができる。

(総会の招集)

第 26 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

2. 会長は前条第 2 項第 2 号の場合には、請求があった日から 30 日以内に臨時総会を、招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、会議の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び役員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第 28 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 29 条 総会の議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によって事前に通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会における表決権等)

第 30 条 表決権は正会員たる 1 団体、1 個人につき 1 議決権とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくはウェブ会議システム等をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所(第 25 条第 3 項の規定により開催した総会にあってはその旨を付記すること)
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者、ウェブ会議システム等による出席者の場合にあってはその旨を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の内容及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した役員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 32 条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 33 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき
  - (3) 第15条第4項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
2. ウェブ会議システム等による理事会の開催については、第25条第3項の規定を準用する。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号及び第3号の規定による場合には、請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により理事会の日の2日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議決事項は、第35条第3項の規定によって事前に通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決)

第39条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法もしくはウェブ会議システム等をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（第34条第2項の規定により開催した理事会にあってはその旨を付記すること）
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者もしくはウェブ会議システム等による出席者にあってはその旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の内容及び議決の結果

- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。

## 第5章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2. この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分し管理する。

### (会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法に定めるところに従って、行うものとする。

### (会計の区分)

第44条 この法人の会計は、次のとおり区分する

- (1) 特定非営利活動に係る会計

### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
3. 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
4. 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (2) 正会員の欠亡
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由により解散するときは、出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第7章 雑則

### (公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。但し、解散または破産手続き開始決定の際には官報に掲載しなければならない。また、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行うものとする。

### (施行細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

### 付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	鈴木 榮之丞
副会長	青 山 和 憲
副会長	橋 本 正 滋



理 事	白 倉 潤 洋
理 事	嶋 村 司
理 事	山 崎 毅
理 事	松 下 至 宏
理 事	小 島 次 郎
理 事	佐 々 木 一
監 事	高 橋 行 雄
監 事	志 水 正 興

3. この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず成立の日から平成14年3月31日までとする。
6. この法人設立当初の正会員の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 

(1) 入会金	個人会員	5,000 円
	団体会員	5,000 円
(2) 年会費	個人会員	5,000 円
	団体会員	次の基本額に加算額を加えた額
	基本額	10,000 円
	加算額	住戸数×200 円

これは、法人の定款の写しである。

代表理事 土 屋 公 司 印